

「ひとり親家庭」・「ひとり親に準ずる家庭」に関する保護者用Q&A

No.	Question	Answer
1	「ひとり親家庭」または「ひとり親に準ずる家庭」の場合、申込み方法は変わりますか。	通常、保育所（園）等の申込みは父母連名での申込みが必要です。ただし、次の場合は父または母のいずれか一方のみで申込みが可能です。 ・ひとり親家庭 ・ひとり親に準ずる家庭（離婚調停中）
2	松戸市の保育施設利用において、「ひとり親家庭」とはどのような家庭ですか。	未婚または離婚により、父または母のみで子どもを養育している家庭を指します。 ※事実婚の状態や、パートナーがいる場合は「ひとり親家庭」には該当しません。
3	松戸市の保育施設利用において、「ひとり親に準ずる家庭」とはどのような家庭ですか。	離婚が成立していなくても、離婚調停を申し立てており、父母が別居している家庭（住民登録が別世帯）を指します。
4	別居していれば「ひとり親に準ずる家庭」になりますか。	別居しているだけでは該当しません。 「ひとり親に準ずる家庭」と認められるためには、次の条件を満たす必要があります。 ・離婚調停を申し立てている ・父母が別居している（住民登録が別世帯）
5	弁護士を通じて離婚協議をしています。父または母のいずれか一方のみで申込みできますか。	弁護士を通じて、または父母間で離婚協議を進めている場合であっても、離婚調停の申立てを行っていない場合は「ひとり親に準ずる家庭」には該当しません。 そのため、父母連名での申込みが必要となります。
6	「ひとり親家庭」または「ひとり親に準ずる家庭」に該当する場合、手続きは必要ですか。	「ひとり親家庭（またはひとり親に準ずる家庭）に関する申立て手続き」が必要です。 この手続きを行うことで、保育料等が再算定され変更となる場合があります。 適用開始は次のとおりです。 ・手続き日の翌月から適用 ・各月1日に手続きを行った場合は当月から適用 変更がある場合は、速やかに手続きをお願いします。
7	手続きをしていない場合、離婚日や調停申立日にさかのぼって保育料は変更されますか。	原則として、手続きを行った日の翌月からの再算定となります。 ※各月1日に手続きを行った場合は、その月から適用されます。 変更がある場合は、速やかに手続きをお願いします。
8	「ひとり親家庭」等に該当すると、保育料は変わりますか。	世帯状況（同居人の有無など）により、父または母のいずれか一方の所得のみで保育料を算定する場合があります。 詳しくは別添「保育料の算定について」をご確認ください。
9	同居している人がいる場合、書類の提出は必要ですか。	18歳以上65歳未満の方が同居している場合は、次のような場合でも保育の要件確認書類の提出が必要です。 ・離婚した元配偶者が同居している場合 ・婚姻関係のないパートナーが同居している場合 ※提出がない場合、利用調整において減点となる場合があります。
10	必要な書類を教えてください。	①ひとり親家庭（離婚・未婚） 通常の申込書類に加えて、次の書類が必要です。 ・ひとり親であることの申立書 ・戸籍謄本の写し ②ひとり親に準ずる家庭（離婚調停中） 通常の申込書類に加えて、次の書類が必要です。 ・ひとり親であることの申立書 ・離婚調停申立書等の写し ・戸籍謄本の写し ※世帯状況により追加書類が必要となる場合があります。 ※詳しくは「申込みに係る提出書類チェックシート」をご確認ください。
11	現在保育所（園）等を利用していますが、離婚しました（または離婚調停を申し立てました）。手続きは必要ですか。	以下のとおり手続きが必要です 離婚した場合 ・ひとり親であることの申立書 ・戸籍謄本の写し 離婚調停中の場合 ・ひとり親であることの申立書 ・離婚調停申立書等の写し ・戸籍謄本の写し なお、提出については以下のとおりです。 ・松戸市オンライン申請 ・郵送 ・在園中の保育施設を通じて提出
12	「ひとり親家庭」の場合、保育料の減免を受けることはできますか。	保育料の減免については、次の状況により判断されます。 ・離婚の成立状況 ・同居人の有無 ・父または母の所得状況 詳しくは次の資料をご確認ください。 ・別添「保育料の算定について」

別添 「保育料の算定について」(「ひとり親家庭」または「ひとり親家庭に準ずる家庭」が対象)

